

論文名

Empirical Analysis of Environmental Policy Making Process with Stakeholders from Sustainability Perspective  
- Cases in Japan and the Netherlands -

氏名 小西 友子

本研究では、オリジナルな手法として、利害関係者の持続可能性の認識の背景にある世界観を評価する分析手法を開発した。

■手法 まず、オランダの環境評価機関がモデルを使って持続可能性を定量的にシミュレーションした結果発表した四つの The World View (世界観)[効率性(Efficiency)と連帯性(Solidarity)を横軸に、グローバリゼーションと地域性を縦軸にし、第1象限を Global Solidarity(B1)、第2象限を Global Market (A1)、第3象限を Safe Region(A2)、第4象限を Caring Region(B2)と定義した]を応用し、利害関係者が持つ持続可能性の懸念事項を用い、被験者の持つ世界観を整理する表を作った。そして、持続可能性への認識をヒアリング調査から抽出し、定量化するために被験者が持つ一つの懸念事項を一点と点数化し、各象限にいくつの懸念事項があるかを整理し合計点数を出し、X軸とY軸でのバランスをとり、四象限のどこに位置するかを座標で示した。この四象限上で表現された座標を使い、全利害関係者が持つ世界観を一枚のグラフ上で把握することができる。この結果を用い、政策決定過程での利害関係者の関わりを検証した。まず、利害関係者が問題認識や世界観を共有することは、革新的な政策を促すという仮説を立て、二つの事例研究を行った。一つ目はバイオ燃料政策を取り上げた。政策決定に関わる利害関係者を国、産業、NGO、そして研究機関の四部門に分け、オランダと日本でヒアリング調査を行い、被験者の持続可能性の認識を環境、社会、経済の三側面から分析し、持続可能性の懸念事項を整理した。そして、オリジナルの評価手法を用い、被験者の世界観とどう結びついているのかを評価した。二つ目は、地方における気候変動政策について注目した。

■結果 一つ目の事例研究において、環境、社会、経済の三側面から分析した結果は、日本の四部門間では、三側面の認識の差が大きいことが分かり、特に行政の中で、各々の省庁の利害が強く省庁ごと懸念事項が異なることが顕著であった。つまり、関係省庁が各々の利害を重視し、国として統一した指針や方向性が共有されていない、所謂縦割り行政の性格が明らかになった。一方オランダでは、バイオ燃料の配慮すべき問題点を同じように理解していることが分かった。各部門の認識が似ているということは、利害関係者だと認識され政策決定過程に関わりがあり、情報を共有していることが分かった。次に、この結果を基に二国の利害関係者の関係を円で描写した。日本では、国、産業、研究機関では強い三角形の繋がりがあり、この三部門の関係を密に深めるが社会全体へ大きく波及するような円にはなりにく

く、外円の市民までその情報が共有されにくいシステムが描写できた。オランダでは、四部門の相互間が関係し合い、重なり合う円が膨らみ、社会を形成する市民社会の大きな外円まで膨らみ、世界観が共有できる仕組みにあった。二つ目の事例研究では、気候変動政策の地方での取り組みとして、日本の長崎県地球温暖化対策協議会とオランダのロッテルダムのクライメイト・イニシアチブを取り上げた。長崎の事例では、県の主導により有識者や産業部門、生活部門の代表等よりなる委員で構成された諮問機関的な性格のものとして発足した地球温暖化対策地域協議会であったが、発足後の協議の中でその性格が一変し参加した委員の自主的な取り組みを促進する場となり、市民主導の政策企画推進型組織として進化した。この場を共有することが、長期的な目標のもと、会議の中での共通認識を深め、相互の信頼構築と状況共有の波及が進み始めたことを観察できた。ロッテルダムでは、地域レベルでの長期的排出目標を設定し持続可能な港を持つ産業地域を目指すために、市議会、産業界、大学、研究所、NGO が共にプロジェクト組織を構成し進めてきた。

■考察 国レベルで研究結果を用い、地域レベルでの利害関係者の関係性を考察した。バイオ燃料政策において、国レベルでは二国間で違いがあったが、地域レベルでの気候変動の政策では二国で同じように考察でき、以下五つに纏められる。第一に、多様な利害関係者の政策決定過程への参加の機会が重要であると認識されていること。第二に、利害関係者間のアクセスの多様化は、問題認識の共有や世界観の理解に役立つということ。第三に、専門的な研究機関が科学的情報収集したものを、公の場で情報提供できる仕組みがあること。第四に、コミュニケーションを通じた科学情報やリスクの認識の共有は、信頼の構築を促進すること。第五に、ガイドラインや法律主導の参加の機会であっても、主権者である市民が自ら政策の動向を知りその方向性を議論する場の創出は、参加者の自発的な政策に係る主権者としての自覚を促し、かつ連帯した自発的な取り組みを促すきっかけとなっていること。以上のことから、環境政策決定過程において、多様な利害関係者が関わることは革新的な政策を促すことに役立つと言える。